

第91回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第91回入札監理小委員会 議事次第

日 時：平成21年5月12日（火） 17:32～18:57
場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会

2. 議 事

①実施要項（案）の審議

- 自治大学校の管理・運営業務（総務省）
- 消防大学校の管理・運営業務（総務省）
- 東京国立博物館等の施設管理・運営業務
- 農業物価統計調査（農林水産省）
- 内水面漁業生産統計調査（農林水産省）

②その他

3. 閉 会

<出席者>

(委 員)

小林副主査、逢見副主査、佐藤専門委員、廣松専門委員

(自治大学校)

丹下副校長、庶務課 高橋課長

(消防大学校)

大江副校長、庶務課 黒石課長、寺山係長

((独)国立文化財機構)

本部事務局 金谷事務局長兼東京国立博物館総務部長

本部事務局 藤本課長、東京国立博物館 小寺室長

(農林水産省)

大臣官房統計部 経営・構造統計課 亀田課長、高添補佐、
生産流通消費統計課 中島課長、富田補佐
統計企画課 南補佐、山口係長、

(事務局)

佐久間事務局長、関参事官、森山参事官、森丘参事官

○小林副主査 それでは、ただいまから「第 91 回入札監理小委員会」を開催いたします。

本日は、自治大学校の管理・運営業務、消防大学校の管理・運営業務、東京国立博物館等の施設管理・運営業務、農林水産省の「農業物価統計調査」、農林水産省の「内水面漁業生産統計調査」の実施要項（案）について審議を行います。

はじめに、「自治大学校の管理・運営業務」の実施要項（案）の審議を行います。

本日は、自治大学校の丹下副校長に御出席いただいておりますので、実施要項（案）の検討状況等について御説明いただきたいと思います。

なお、説明は 5 分程度でお願いいたします。

○丹下副校長 自治大学校の丹下でございます。資料 1 に従いまして御説明をさせていただきたいと思います。

資料 1 に書いてございますように、自治大学校には大きく分けまして校舎と寄宿舎の施設がございまして、従前から校舎にかかる費用については国費でといたしまして、寄宿舎にかかる費用につきましては、その成り立ちや経緯から地方公共団体の負担として整理するとともに、当該施設の保守・点検や建物の警備、清掃などの業務につきましては、校舎と寄宿舎を面積按分とし、地方と国で負担し、分担しているところでございます。

しかしながら、これまでの経緯は経緯としながらも、寄宿舎の国有財産管理に係る設備の保守・点検や警備、清掃等の施設管理業務も、校舎との一括入札の対象とする考えを表明してきたところでございます。これは真ん中の【現提示案】と書いてあるところでございます。しかし、更にこれに加えまして、入寮受付や退寮説明などの、いわゆる研修生の生活管理業務につきましても市場化テストによる一括入札の対象とすべきではないかとの御指摘を賜ったところでございます。

のことにつきまして、昨年の秋以来検討を重ねまして、地方公共団体から委託を受けました上で、寄宿舎の国有財産管理に係る設備の保守・点検や警備、清掃等の施設管理業務に加えて、入寮受付や退寮説明などの生活管理業務を、平成 22 年度市場化テストの一括入札の対象としたいと考えております。これは、下の「対応案の一として検討」ということで、こういうことをさせていただきたいと思います。

このため、新たに宿舎の国有財産管理に係る設備の保守・点検や警備、清掃等の施設管理業務の費用と、入寮受付や退寮説明など生活管理業務の費用について、来年度の予算要求を行うことと考えておりますが、この予算要求を行う場合にはそれに見合う歳入も必要であると、財政当局から指摘を受けているところでございます。

地方公共団体が負担すべき費用について、どのような歳入方法が適当なのか、来年度予算の概算要求段階から財政当局と調整を行いまして、次年度における市場化テストによる一般一括競争入札に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

昨年来より、市場化テストによる一括入札の範疇につきましては、小委員会の委員の皆様方にはいろいろ御指導をいただいておりますが、我が自治大学校といたしましても、公共サービス改革の基本方針の指針にのっとり検討を重ね、本日御説明をさせていただいた内容及び方法により、市場化テストに臨んでまいりたいと考えておりますので、何とぞ御指導よろしくお願ひしたいと思いま

す。

以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

○逢見副主査 今回の説明で、対応案の1つとして検討という示し方になっておりますが、これは複数検討する中の1つという意味なのでしょうか。

○丹下副校長 我々が考えております現段階における最善の案で考えております。今のところ、実態を申し上げると、財政当局には一応御説明して、基本的なスキームの根幹部分はこれで行こうと思っているのですけれども、委託をしていただく地方団体さんには全くまだ相談をしておりませんので、向こうの意向も聞きながら、今後微修正等が必要ならば考えてまいりたいと思っております。

○逢見副主査 基本的なスキームはこれで行くということで、理解してよろしいわけですね。

○丹下副校長 はい。これよりは変わりようがないのではないかと現段階で思っております。

○逢見副主査 わかりました。

○小林副主査 いかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○小林副主査 では、今、丹下副校長に御説明いただきましたとおり、これが現段階の最善の案ということで理解したいと思います。事務局から何か、確認すべき事項はございますか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○小林副主査 それでは本日の審議を踏まえまして、実施要項（案）を作成していただきまして、後日改めて審議をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

本日はありがとうございました。

(自治大学関係者退室)

(消防大学校関係者入室)

○小林副主査 それでは、続きまして「消防大学校の管理・運営業務」の実施要項（案）の審議を行います。

本日は消防大学校 大江副校長に御出席いただいておりますので、実施要項（案）の検討状況等について御説明いただきたいと思います。

なお、御説明は5分程度でお願いいたします。

○黒石課長 私の方から説明させていただきます。お手元にあります資料をごらんいただきたいと思います。

消防大学校の施設の管理・運営業務に係る市場化テストについて御説明させていただきます。

この資料の一番下にありますように、昨年9月にいただきました御意見を踏まえまして、寄宿舎の設備保守・点検、警備、清掃等のほかに、寝具、トイレットペーパーといった借り上げ消耗品の購入も含めて、市場化テストにより一括入札を行うこととしたものであります。

ただし、この方法により市場化テストを実施する場合には、従来、地方公共団体が負担していた

費用について、地方公共団体から国費として納入する必要性があり、財政当局の見解も、寄宿舎に要する費用を予算化する場合には、それに見合う歳入が必要とのことであります。現在、この地方公共団体が納入する国費としての歳入の仕方が、どのような方法が適当か検討を行うとともに、財政当局に対しても、この点について照会を行っているところであります。これらの課題が解決次第、来年度予算の概算要求段階から最適な方法に従った歳入歳出予算を組み、平成 22 年度から市場化テストによる一括入札を実施したいと考えております。

以上です。

○小林副主査 ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

○逢見副主査 これでいいと思います。

○小林副主査 では、事務局から何か確認すべきことはございますか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○小林副主査 では、この対応（案）に従いまして、実施要項（案）を作成していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

本日の審議を踏まえて、実施要項（案）を作成していただいて、後日改めて審議をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

本日はありがとうございました

(消防大学校関係者退室)

(独立行政法人国立文化財機構関係者入室)

○小林副主査 続きまして、「東京国立博物館等の施設管理・運営業務」の実施要項（案）の審議を行います。

本日は、独立行政法人国立文化財機構本部事務局 金谷事務局長兼東京国立博物館総務部長に御出席いただいておりますので、前回の審議や意見募集の結果を踏まえた実施要項（案）の修正点等について、御説明をいただきたいと思います。

なお、説明は 5 分程度でお願いいたします。

○金谷事務局長 それでは、時間も限られていることから、説明に入らせていただきます。

まず、「1. 従来の実施に要した経費について」ということで、19 ページのところにいろいろとその内容を記載させていただいたところでございますが、それについて、金額欄が空欄になっているところがあるという御指摘がございまして、それにつきましては、基本的に内容を集約したようなものについてなので、そのことがおわかりいただけるように、下の方に※印を付けまして、空調等の保全業務は、19 年度から特別高圧受変電設備等保守点検業務、エレベーター等については 20 年度から包括的にやったということによって、1 つにまとめて数字を入れてございます、という書き方にしてございます。

2 つ目といたしましては、同じ点検対象と、その範囲の中の点検対象機器ということでございまして、これについては契約金額の増減に関して、その点検の内容がいろいろと変化しているということにつきまして、既存業務関連資料 101 ページ目に、資料 9 という機器の一覧を新たに加えまし

た。そこにその点検の内容を記載させていただいております。

続きまして、落札者決定基準についてでございますが、これは 82 ページのところでございます。

「表 1 加点項目審査の加点項目と配点」という中での「本業務の背景、内容、留意点に関する理解度」についての「本業務の背景」というのはどういうことかという御指摘がございまして、それにつきましては、内容といたしまして、実際に業務の理解度、作品とか所蔵品への配慮、来館者への配慮といったことが背景だということで申し上げておりましたので、その内容のとおり修正をさせていただいたところでございます。

続きまして「4. 意見募集の結果について」でございますが、ある程度たくさん出ておりまして、その中には単純に内容の確認といった御質問が幾つかございましたので、そこは省略させていただいて、内容を修正をした点について特に御説明をさせていただきたいと思います。

実施要項（案）の 1 番目、それから、仕様書の 1 番目については記載内容の確認だけでござりますので、省略をさせていただきます。

仕様書の 36 ページでございます。ここで「(B) 精密点検」の内容の a、b のところについては、毎年の実施の必要がないという部分について、記載されているものがあるという御指摘がございましたので、5 年ごとに点検をする内容のものについては、実施は取りやめるということにいたしております。

41 ページでございます。「(オ) 業務体制」についての、(E) の従事者は 1 名かという御質問でございます。それから、名義変更時期は 21 年 10 月 1 日か 22 年 4 月 1 日かという御質問がございました。これについては東京国立博物館、黒田記念館、東京文化財研究所それぞれについて主任技術者は必要なですけれども、それぞれ兼務ができるということで 1 名で構わないということと、時期につきましては、平成 22 年 4 月 1 日ということについて記述をさせていただきました。

続きまして、54 ページでございます。エネルギー管理士という資格について、それが必要かという御質問がございまして、これにつきましては、空調の保全業務についてはエネルギー管理士の必要がないというところから、資格要件から削除をさせていただきました。

58 ページでございます。「(エ) 業務の実施時期・時間」ということで、それぞれ項目の記載がなくなっているという御質問がございまして、それにつきましては、当文献と同様に月 1 回ということで追記をいたしたものでございます。

59 ページにまいりまして、上 2 つは単純に内容の確認ですので省略させていただきます。

仕様書別紙の方の 41~42 ページにかけての、平成館も重要物が展示されているため、空調制御動作点検の追加はどういたしましょうかという内容が入ってございまして、これは単純に記載漏れでしたので追記をさせていただきました。

次も確認なので省略させていただきまして、続きまして仕様書別紙の 56~79 ページのところに、表中に取消し線のような箇所があり、それが点検対象であるかないか明示してくださいということがありました。それ以外にも 56 ページと 61 ページのところの日付に錯誤がございましたので、その日付を変更するとともに、73~79 ページに幾つかの取消し線については削除をいたしまして、範囲を確定させたものでございます。

続きまして、80～90 ページにかけてでございますが、東京文化財研究所の空調機器概要の記載があるのは、これは別紙 19 と同様に、中央監視対象設備概要にもなるかと思われますということで、別紙 17 のような機器概要が必要ではないかという御指摘につきまして、そのとおりでございましたので、新規に別紙 18 というものに、別紙 17 と同様の東京文化財研究所の機器リストを付けて、別紙 18 のものについては、別紙 18 と一緒にして別紙 19 といたしたところでございます。

パブリックコメントの御指摘、御意見に対する変更点は以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして御質問、御意見をお願いいたします。

○逢見副主査 実施要項の修正点につきましては、当委員会の指摘事項を踏まえて適切に修正されたものと受け止めております。これでよろしいのではないかと思います。

あと、パブコメを受けての報告については、これは特に内容に大きな変更がかかるものとは思いませんので、これでよろしいのではないかと思います。

○小林副主査 よろしいですか。

それでは、事務局から何か確認すべきことはありますか。

○事務局 特にございませんが、以前御議論いただいた監視等業務といいますのは、今、準備しております、7月以降、議論していきたいと考えておりますので、またよろしくお願ひいたします。

○小林副主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、これまで4回審議を重ねてまいりましたけれども、本日をもって小委員会での審議をおおむね終了したものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会の報告書の作成については私に一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○小林副主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせして、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項、確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、委員にその結果を送付していただきます。

また、国立文化財機構におかれましては、本実施要項（案）に沿って、適切に事業を実施していただきますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

（独立行政法人国立文化財機構関係者退室）

（農林水産省関係者入室）

○小林副主査 続きまして、「農業物価統計調査」の実施要項（案）の審議を行います。

本日は、農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課 亀田課長に御出席いただいておりますので、前回の審議を踏まえた実施要項（案）の修正点等について御説明いただきたいと思います。

なお、説明は5分程度でお願いいたします。

○亀田課長 それでは、前回の御指摘を踏まえまして、修正した点について説明申し上げたいと思います。

まず「1. 業務内容について」「本来の業務プロセスとアウトプットやモニタリングが混在していてわかりにくいので整理すべき。」という点についてでございますが、資料の8ページを開けていただきたいと思いますけれども、従来「提出」に係る記述がそれぞれの業務の中に記載されておりました。これについて削除しまして、成果物と整理されるものと、モニタリングのために提出するものというふうに分けまして、10~11ページのところになりますけれども「オ 納入物件」として都道府県別の結果表、それから価格変動要因等整理表等について、ここに整理するといったような修正を行ったところでございます。

また、モニタリングの関係につきましては、18~19ページの8の「(1) 報告について」というところでございますけれども、ここに「2 (4) で設定した本業務の遂行に当たって求められる質の確保がなされていることを確認するため、」という記述を付け加えさせていただきまして「(ア) 調査不能状況」から「(キ) 事業報告書」まで、こちらの方に整理させていただいたということで修正したところでございます。修正したことによって、アウトプットとモニタリングを明確に分けたということでございます。

「2. 質の設定について」の御指摘がございまして「農林水産省と民間事業者の役割分担を再度整理した上で、質の設定とその評価のしかたについて再検討すべき」という点についてでございます。6ページ目でございますが、(2)の「ウ 業務内容」のところですけれども、調査の継続と代替に係る記述について、7ページ目の上段部分になりますけれども、明確に整理して書き分けたということでございます。

11ページ目、2の「(4) 業務遂行に当たり確保されるべき質」のところですが、12ページへつながっていますウのところですけれども、修正しまして、「調査客体については継続して調査することを原則としている。したがって、調査客体の代替を必要最小限とし」という表現を盛り込ませていただきました。また「調査票の回収率は100%を維持すること」という表現に修正したところです。

併せまして、18ページの「(1) 報告について」の報告事項に「(ア) 調査不能状況」というものを追加したということでございます。

また、実施要項の22ページのところでございますけれども「10 法第7条8項に規定する評価に関する事項」の「(2) 調査の実施方法」「(3) 調査項目」のところの表現を修正いたしまして「必要な調査を行い、従来の実績と比較考量すること等により、質の維持向上が達成されたかを評価する」といった表現に改めさせていただいたところでございます。

「3. 契約金の支払いについて」の御指摘でございます。「業務完了の確認と契約金の支払いの方法について、より明確に記載すべき。」ということでございました。これにつきましては12ページのところでございますけれども「(5) 契約金の支払いについて」。「当該年度の予算の範囲内で支払金額及び支払時期・回数を決定する。」というふうに「支払時期・回数」という表現を盛り込みまして、より明確な記載としたところでございます。

続きまして「4. 情報開示について」ということでございまして「①変動要因の作成に関し、従来の方法について必要かつ十分な情報を開示すべき。」という御指摘でございます。これにつきましては、実施要項の 73 ページでございますけれども「価格変動要因等整理表」の様式中にございますように「価格の変動要因、市場の動向等」というところに具体例を記載いたしまして、利用者にわかりやすい内容例示としたところでございます。

2 点目としまして「②調査員に関し、その配置や経費（手当、交通費等）について必要かつ十分な情報を開示すべき」という御指摘でありました。この点については、27～29 ページに「1 従来の実施に要した経費」という資料がございますが、そちらの方の記載をかなり詳しく、特に非常勤職員の旅費についても含めて記載させていただいたところでございます。

更に、37 ページに「都道府県別調査客体数」という表を掲載いたしまして、各都道府県別の調査員数を参考として追加、記載したところでございます。

修正点については以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見・御質問をお願いいたします。

○廣松専門委員 統計調査という観点からすると、前回御指摘しましたように、この調査において代替標本が、一番重要なところだろうと思います。

今回は、継続して調査することを原則とした上で、12 ページのところで「調査客体の代替を必要最小限とし、」という文言が明記された点は評価したいと思います。

ただ、恐らく今後 100%維持するには、農水省の方もそうでしょうし、民間の事業者の方も大変な努力が必要だらうと思います。是非、両方で代替の状況をきちんと記録にとどめて、理想的には、代替率というのは小さければ小さいほどいいわけですから、代替率がなるべく小さくなるような努力をしていただければと思います。

統計の調査の観点からは以上です。それ以外は、ほぼこれでいいのではないかという判断をしました。

○小林副主査 ほかに、いかがでしょうか。

事務局から何か、確認すべきことはございますか。

○事務局 それでは、本日の案をもちまして公表させていただいて、意見募集をして、その結果を踏まえた上で次回の審議ということで進めさせていただきたいと思います。

よろしくお願ひします。

○小林副主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、次回の審議で議了する方向で調整を進めたいと思いますので、農林水産省におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の意見募集の結果を踏まえて、引き続き検討いただくようにお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項、確認したい事項がありましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

本日はありがとうございました

(農林水産省担当者入替え)

○小林副主査 それでは、続きまして「内水面漁業生産統計調査」の実施要項（案）の審議を行います。

本日は、農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課 中島課長に御出席いただいておりますので、業務の概要や実施要項（案）の内容等について御説明をいただきたいと思います。

なお、御説明は 15 分程度でお願いいたします。

○中島課長 今、御紹介いただきました農水省の生産流通消費統計課の中島でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、お手元に既に配付されております「内水面漁業生産統計調査 民間競争入札実施要項（案）」に沿いまして、そのポイントを御説明させていただきたいと思っております。

まず「1 趣旨」でございますけれども、これは御案内のとおり、昨年 12 月 19 日に閣議決定していただいております公共サービス改革基本方針におきまして、これから御説明します内水面漁業生産統計調査につきましても、民間競争入札の対象とすることが書かれているところでございます。

水産関係の生産統計といたしましては、念のため申し上げますけれども、本日御説明します内水面に係るもの以外にも当然、海に係る漁業・養殖業の生産統計がございます。大きくはこの 2 つがございます。本日は、そのうちの内水面につきまして御説明をさせていただくということでございます。

それでは、要項の 2 に示してございます、調査の目的といたしましては、(1) のアにありますとおり「内水面漁業・養殖業の生産に関する実態を明らかにし、内水面漁業振興対策等の水産行政の資料及び社会的情報基盤の整備を目的とする。」というものでございますが、例えば具体的に例を申し上げれば、水産基本法におきまして、水産基本計画を定めることになっており、その中の水産物自給率目標でございますとか、持続的生産目標を策定するための基礎データとなっているものや、持続的養殖生産確保法というものがございまして、この中で魚のコイに、コイヘルペスという病気がございまして、そのことによって魚を焼却したりするわけですが、その場合の損失補てん額の算出などのときの基礎資料などに使われている例がございます。

次に「イ 調査の体系及び調査方法」でございますけれども、ここに示しているとおり、3 つの調査から構成されております。

「(ア) 内水面漁業漁獲統計調査」「(イ) 内水面養殖業収穫統計調査」「(ウ) 3 湖沼漁業生産統計調査」でございます。調査の方法といたしましては、私どもの統計職員が、調査客体である水揚機関でございますとか漁業経営体などに調査票を郵送いたしまして、記入された調査票を調査員が回収してくる自計調査の方法、または協力が得られる調査客体でございましたら、往復郵送調査の方法によって実施しているところでございます。

なお、この 3 湖沼の調査につきましては、内水面の一部であるにもかかわらず独立して行っておりますことは、3 湖沼といいますのは後ほど出てきますけれども、琵琶湖、霞ヶ浦、北浦というかなり大きな湖でございまして、ここにつきましては漁業法上、海と同じように漁法等による調整が求められているところでございまして、海面扱いにされておりますということもございまして、統

計上も 1 つ別立てで調査項目を立てているということでございます。

次に「ウ 調査の対象」でございますが、2 ページ目の（ウ）を見ていただきたいと思います。1 ページ目の末からですけれども「(ア) 内水面漁業漁獲統計調査（P）」につきましてまず申し上げますと、年間漁獲量が 100t 以上の河川あるいは湖沼、並びに年間漁獲量が 100t 未満である小さな河川、湖沼でありますても、統計部長が国の政策上、毎年の調査が必要であると指定した河川におきます漁業協同組合とか漁業経営体を調査対象として出しております。

ここで（P）と書かせていただいておりますのは、まだ現在時点におきまして 20 年度の調査結果を踏まえて、どの河川等について調査をするかを、利活用部局である水産庁等と調整している過程にございまして、現時点でまだ（P）という扱いにさせていただいております。」

次に「(イ) 内水面養殖業収穫統計調査」でございますが、ここは全国のます類、あゆ、こい、うなぎに限った、養殖するすべての内水面漁業経営体につきまして調査対象といたしております。ただし、次の（ウ）に係る湖は除くということでございます。

「(ウ) 3 湖沼漁業生産統計調査」につきましては、琵琶湖、霞ヶ浦、北浦で生産する水産物を扱うすべての水揚機関、漁業経営体、養殖業経営体を調査対象といたしております。

続きまして「エ 調査の規模」でございますけれども、調査客体数は、今 4 で申し上げました条件の合うところのすべての漁業経営体ということでございまして、内水面につきましては約 700 客体。養殖業につきましては約 2,000 客体。3 湖沼につきましては約 1,300 客体ということで、合わせて 4,000 客体ほどを調査対象としているわけでございます。

次に「オ 調査の時期」を記述してございますが、調査年の翌年の 1 月から 3 月までということでございまして、21 年、今年であれば来年の 1 月から 3 月にかけて調査をしていただくということでございます。

「カ 調査事項」でございます。「(ア) 内水面漁業漁獲統計調査」では「①魚種別漁獲量」と「②天然産種苗採捕量」となっております。「①魚種別漁獲量」というのは御案内のとおり、サケとかマスとかアユとかワカサギという魚の種類別という意味でございます。

次に「(イ) 内水面養殖業収穫統計調査」につきましては「①魚種別収穫量（食用）」ということでございますが、食用といたしておりますのはニシキゴイとか金魚のように、鑑賞用のものは統計から外しているということでございます。

それから「②魚種別種苗販売量」。「(ウ) 3 湖沼漁業生産統計調査」におきましては、まず「①漁業種類別魚種別漁獲量、天然産種苗採捕量」と書いておりますが、ここでいう漁業種類別という意味は、海と同じですけれども、底びき網とか刺し網とか定置網とか、漁法別という意味でございます。魚種別は先ほど言いましたように、種類別ということでございます。「②養殖魚種別収穫量」と「③魚種別種苗販売量」ということで調査、統計を取ることになっております。

次に「キ 従来の調査の流れ」でございますが、大変恐縮でございますが、32 ページに流れ図を添付させていただいています。

別紙 4 というところを見ていただきたいと思います。従来、農水省でやっている調査ということでございますが、ここの中間に赤線の二重線がございます。その内側がいわゆる実査部門に当た

るところでございまして、私どもの地方統計組織が主にやっているところでございまして、その赤線の外側が本省段階で作業を行っているということでございます。主に実査部分のところを御説明させていただきますと、二重線の枠の左側から見ていただきたいと思います。

まず、農水省の地方統計センターの職員は調査に先立ちまして、調査客体の異動状況について確認し、調査客体名簿を作成しております。その調査客体に対しまして、調査の趣旨、内容等を説明し、協力を依頼します。併せて調査員に対しまして、担当する調査客体について整理した名簿を配付するところでございます。その後、統計組織の職員がすべての調査客体に調査関係用品を配付しております。併せて調査客体からの問い合わせ・苦情などにも対応しているところでございます。

引き続きまして、調査員につきましては、調査客体から記入された調査票を回収いたします。その回収に当たりまして、調査票の記入が不十分である場合は、調査客体に聞き取るような形での補完をいたしております。また、往復郵送調査に御協力いただいているような調査客体につきましては、期日までに調査票の提出がない場合には、電話により督促を行っております。

次に、調査員が回収の時点、またはセンターの職員が調査員から提出された調査票を見るととき、あるいは往復郵送調査により返送された調査票について審査を行うわけでございます。審査を行った結果、明らかな誤りや不明な点がある場合には、調査員への照会、確認、または調査客体へ直接照会をかけたりいたします。

審査を終えますと、職員の方で調査票を集計、審査いたしまして、前年値対比などの検討を行い、それぞれの管内別の結果表を整理いたしまして、本省に報告することになります。

本省段階では地方統計組織から出されたファイルにつきまして、集計結果を審査した上で、全国公表について概数値を4月30日ぐらいまでに出しますし、その後改めて確認行為を行いまして、夏以降にそういう確認表をもらいまして、確定値とりまとめの結果を出しております。その一連の流れで最終的に、8月の調査終了後に地方統計組織の方から、3湖沼の漁業生産統計調査の調査客体に対しまして、統計調査への調査の謝礼を口座振替によって支払いを行っているのが従前の流れでございます。

続きまして「(2)内水面漁業生産統計調査に係る請負業務の内容」でございます。そこにつきましても、33ページの流れ図の方から説明させていただきたいと思っております。これは別紙4で説明したもの、民間事業者に出す場合の流れ図を整理させていただいております。民間の方に業務をしていただきたいのは、赤い二重線枠の中のところでございます。

したがいまして、この黄色のところについて簡単に御説明させていただきます。非常に簡単に申し上げますと、まず調査客体への協力依頼をしていただく。併せて調査員の確保をしていただきまと同時に、調査員への指導も行っていただく。それから、調査関係用品を印刷していただいて、その上で調査票を調査客体へ配付していただきます。その後、調査客体からの問い合わせなり苦情に対応していただく。そのしばらく後、調査票の回収が遅れている場合は督促を行っていただく。回収した調査票につきまして審査をしていただき、調査客体への疑義照会を行った上で統計表の作成をしていただくとともに、前年との対比なども併せて行っていただきます。その後、農水省の方に作成した統計表のデータ等を報告いただくということになります。一連の作業が終わりますと、

同じように8月ごろに調査客体に対し謝礼支給をしていただくという流れになっております。

したがいまして、農水省の役割分担は調査客体名簿を作成するところでございますとか、調査関係用品の原稿を作成するところ、あるいは最終的に調査結果を公表するという、限定したことを担当するということになっているわけでございます。大変失礼でございますが、もとの4ページの方に戻っていただきたいと思います。

4ページの(2)の「(ア)業務期間」でございますが、ここに書かせていただいているとおり、平成21年11月1日から平成23年8月末日ということで、1年10か月間の期間になります。

続きまして「イ 農水省からの貸与物件(提供時期)」について、(イ)の方に記述させていただいているが、例えば調査関係用品の印刷原稿でございますとか、各調査客体名簿でございますとか、登録調査員の名簿でございますとか、この度オンライン調査も期待しておるわけでございますので、それに必要な、(カ)に書いてありますような政府統計共同利用システムオンライン調査システム利用手順書ですか、トークンなどを提供したいと思っております。

続きまして、5ページの「ウ 業務内容」でございます。業務内容につきましては、既に工程につきましては、先ほど別紙のところで御説明をさせていただきましたので割愛をさせていただきますが、この本文の中で書かれている書き方といたしましては、調査の内容と同時に、調査実施上の注意を記述させていただいております。そのうちの1つだけ、例を挙げさせていただきたいと思います。

6ページの「(ウ)調査客体への協力依頼・確定(1月)」ということで、1月ごろにやっていたことになっているわけでございますが、調査票を送付する前の1月上旬ごろに、私ども農水省が貸与いたします名簿を使って、すべての調査客体に対しまして、調査の趣旨、調査内容等の説明を行っていただき、調査の協力を依頼していただくわけでございます。その上で、調査関係用品の配付・調査票の回収方法を確認してもらうということになります。

その際、インターネットを整備されている調査客体については、今回初めてでございますがオンライン調査についても協力を求め、協力いただける客体にあります私どもに連絡いただき、その事務作業をやらせていただく。また、極めてまれな例かもしれません、民間事業者におかれまして、調査の協力を得ることが困難ということがあった場合には、農水省といたしましても連絡をいただきまして、民間事業者と一緒にになって調査客体への協力が得られるような、連携した対応をしたいということをここに書かせていただいております。

続きまして、8ページのところには「エ 情報セキュリティ管理」の項。「オ 納入物件」について記述させていただいております。ここは説明を省略させていただきます。

続きまして、9ページの方に「(3)業務受託に関する留意事項」ということで書かせていただけております。そこには4つの項を載せてございまして、民間事業者の方は調査関係書類を厳重に管理する環境等の整備を行っていただきたいということと、調査を実施するに当たりましては「農林水産省内水面漁業生産統計調査事務局」という名称で調査を行っていただきたい。それから、農水省との連携を密にするために連絡員の設置をしていただきたい。それから、登録調査員の利用を希望される場合には、農水省といたしましても、同意が得られた登録調査員の名簿を民間事業者に

貸与することを記述させていただいているわけでございます。

続きまして、9ページの中段に「(4) 業務遂行に当たり確保されるべき質」について記述させていただいております。

調査結果の質を確保するために、3つのことをここに書かせていただいております。本事業の実施に当たりましては作業方針を策定していただきまして、農林水産省との協議の上、スケジュールに沿って確実に業務を実施すること。それから、照会対応業務などにおきましては、民間事業者が作成されます問い合わせ・苦情マニュアルに沿って対応していただきたい。それから、本調査は全数調査でございまして、調査の対象となる調査客体を漏れなく確実に調査することによりまして、網羅的かつ正確な統計を作成していただきたい。したがいまして、調査客体のすべてから調査協力を得られるように、一連の業務を通じまして、調査票の回収率100%を達成していただくことを記述してあるわけでございます。

そのためには、先ほど(2)の「ウ 業務内容」で御説明いたしましたとおり、協力依頼をした上で、協力が困難だと見られるような客体がおられましたら、農水省といたしましても連携して、客体への協力依頼なり、連絡なり、御説明をしたりして、この辺については対応していきたいと思っているわけでございます。

「(5) 契約金の支払いについて」の記述につきましては、時期などについて協議した上で支払うということも記述させていただいております。

続きまして、少し長くなっていますが、10ページと11ページには契約期間でございますとか、競争入札に参加する者の必要な資格とか、参加する者の募集のスケジュール、入札手続などについて記述してございます。

11ページの中段を見ていただきますと「6 落札者を決定するための評価基準及び落札者の決定方法」について記述させていただいております。落札者の決定は、他の調査と同じように、総合評価落札方式によるということをしているわけでございます。そのときに、評価項目の設定につきまして、恐縮ではございますが、23ページの「評価項目一覧」を見ていただきたいと思っております。本文にも丁寧に書かれているわけですから、総括いたしますと、この評価項目一覧で説明できるのではないかと思っております。

評価の考え方としては2点ございまして、1点目は提案書の内容が本業務の目的趣旨に沿って確実に実行可能なものになっているかという観点で、ここはこの表で見ていただきますと、右側に「得点配分」で「必須(基礎点)」「加点」「加重」となっていますが、必須項目扱いをさせていただいているということです。

それから、もう一点としては、やり方が効果的なものであるかという観点から、加点項目としての項目で評価させていただいているわけでございます。必須項目審査につきましては、ここでは自抜きのところが主に必須になってございまして、民間の効率性とか創造性などを期待するところは、黄色のマーカーでわかりやすくしてあるところでございます。

例えば、申し上げますと、必須項目では実施計画のスケジュールや要件が満たされているかとか、あるいは、実施体制として本業務を遂行可能な体制が確保されているかとか、基本的なことで個別

業務のところに書いてありますけれども、印刷配付の手順が具体的に示されているかとか、最後の「調査票の電子化・統計表の作成」のところにもありますように、調査票の電子化・統計表の作成について、手順が具体的に示されているかというような基本的な事柄について、必須項目とさせていただいております。

一方、民間企業の新規性・創造性・効率性の観点から創意工夫が期待される項目につきましては、加点項目として整理させていただいているわけでございます。そこにつきましては、先ほど申しましたように、黄色のマーカーで示させていただいております。例示をさせていただきますと、ひとつは「1 実施計画」のところで、実施手順について、効率的に業務を実施する工夫が示されているかとか、あるいは「本業務従事予定者の研修」のところで書いてございますけれども、研修の計画に工夫が示されているかとか、あるいは、統計調査（調査項目）の特徴や特性が理解されて、工夫が示されているかとか、あるいは「3 個別業務の実施方法」のところに示させていただいておりますけれども、配付の方法について円滑に行うための創意工夫が設定されているかとか、下の方に行っていただきますと、調査客体の謝金支払い、報奨品支給を行うための創意工夫に設定がなされているか等など、今、幾つか例示を挙げれば、そのようなものにつきまして創意工夫なり、あるいは工夫を期待しているというものを加点項目とさせていただいているところでございます。

もう一度 14 ページに戻っていただきたいと思います。そこにつきましては、(2)(3) で落札方式なり評価の手続き、技術点の算出方法について記述してございます。

続きまして 16 ページを見ていただきたいと思います。16 ページに「7 内水面漁業生産統計調査における従来の実施状況に関する情報の開示」ということで、一応資料の別添に付けさせていただいていることだけを念のために申し上げますけれども、開示する項目としては 24 ページのところに「1 従来の実施に要した経費」ということで、人件費、物件費、委託費につきまして、トータル 1 億 6,200 万程度かかっているということを書かせていただきまして、積算もつけさせていただいております。

27 ページには「2 従来の実施に要した人員」ということで、常勤職員なり非常勤職員の数値を載せさせていただいております。

次に「3 従来の実施に要した施設及び設備」「4 従来の実施における目的の達成の程度」ということで、これは後ほどまた御説明しますけれども、一応回収率につきましては、目標が 100%、実績も 100% になってきているということでございます。

それから「5 従来の実施方法等」ということで、30 ページに載せてございます。その中で念のため「3 調査方法」の一番下のラインで御説明しますと、これまで 19 年度の調査方法の結果といたしまして、調査員調査が約 65%、往復郵送調査を期待して協力いただける方が 35% ということを載せさせていただいております。併せて、調査員 1 人当たり 4 客体を担当されているということを記載させていただいております。

あとは、16 ページに戻っていただきまして「(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置」以降のページにつきましては、基本的には各調査項目共通だろうと思いますので、ここでの説明はカットさせていただきます。

長くなってしまって申し訳ございません。

○小林副主査 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問をお願いいたします。

○逢見副主査 よろしいでしょうか。

1 ページの内水面漁業漁獲統計調査がペンドィングになっている説明が、年間漁獲量 100t 以上はすべてで、100t 未満は必要としたところという判断のところが、水産庁が行なうことがまだ確定していないということですか。

○中島課長 はい。基本的に、20 年度に全国のすべての河川なりの調査客体をすべて調査し、その結果を今、取りまとめているわけですけれども、利活用部局の水産庁といたしましてはそのデータを見て、利活用のところに使う上で、重要な河川について現在検討しているところです。どの河川かを決めれば客体数は決まってしまうんですけれども、どの河川をやるのが一番行政上必要かということを、お互いの意見交換をしているところということでございます。

したがいまして、その結果としての客体数も (P) になるということでございます。

○逢見副主査 それは毎年、そういう作業が行われるということですか。

○中島課長 基本的には 5 年に 1 回です。

○逢見副主査 5 年に 1 回ですか。ちょうど今年がその年になるということですね。

○中島課長 そうです。今年がその年になります。

○逢見副主査 それはいつごろ確定するんですか。

○中島課長 私の方でもできるだけ早くと思っていますが、少なくとも 6 月 30 日にもう一度我々の方で、ここにかけさせていただこうと考えていますので、少なくともそれまでには確実に調整しなければいけないと思っています。

○逢見副主査 次回までにははっきりするということですか。

○中島課長 そういうふうに考えております。

○廣松専門委員 今の点は次回までに確定をしていただくことにして、調査の方法として、従来調査員調査と往復郵送調査とがあって、今回新たにオンライン調査を加えるということですが、その比率というか、調査対象者の全体に対して、往復郵送調査がどれぐらいの割合で、調査員調査がどれぐらい、オンラインはどれくらいを想定していますか。それは民間の事業者の創意工夫に任せるという考え方ですか。

○中島課長 基本的にそうでございます。特にオンラインについては初めてでございますが、私どももどれだけそこが協力されるかわからない点もありますが、説明によっては協力していただくところもあるかと思いますので、そこはまさに民間さんに工夫を期待したい。できるだけ往復郵送調査でやれるのが一番効率的だと思っているので、そういう人たちをできるだけ多く数を取っていただきたいと思っております。

○廣松専門委員 その点は分かりました。その場合に、民間事業者の方で多分大変苦労することになるのではないかと思うのは、先ほどの 33 ページの流れ図でいくと、やはり調査員調査の部分がどうしても残るという点です。その場合、調査員の確保に関して、この書き方だと事前に、民間

事業者が確保できる分はなるべく確保してもらって、どうしても調査員が不足する場合には、登録調査員の名簿を渡して、その中から協力していただける調査員の方に依頼するという方法を取ることでよろしいんですか。

○中島課長　はい。基本的にそういうつもりであります。

○廣松専門委員　その調査員の調査の部分がどれぐらいの割合になるかによって、民間事業者にとって作業の面でも、コストの面でも大きく変わってくるのではないかと思います。勿論オンラインの調査部分もそうでしょうけど。

○中島課長　わかりました。

○逢見副主査　回収率 100%、これは従来そういうことだったんですけども、これは比較的容易に 100%が達成できているということですか。それとも、かなり努力が要るということですか。

○中島課長　これまで、実施方法のところでも書かせていただいておりますけれども、督促しているのは郵送調査で、どちらかというと協力される人に督促が、大体 1,2 回で、期限が来ますのでよろしくという程度で済んでしまっているんです。

あとは、難しい点は恐らく、調査員でやっていたいいる方の中に、非協力的というよりは、なかなかああいうのを書くことが慣れていないとか、あるいは面倒くさいとかいう人たちに、調査員の方が行かれて、聞き取りながら書いたり、取りに行って、事前に質問を受けて書いてもらうのが一番多いんですけども、行った時点において勘違いがあったとか、そこで聞かれて初めて数値を拾う、そういうことがあるので、調査員の方が御活躍されていると思うが、特にこれまで、大きな支障があって大変だと、要するに、回収率を 100%にするために、そういう話は余りなくて、長年やってきているということもあると思いますけれども、それなりに皆さん御協力いただいているというふうに認識はいたしております。

○逢見副主査　今回民間事業者で協力を得ることが極めて困難と判断された調査客体という表現がありますけれども、これはどんなことを想定されているのでしょうか。

○中島課長　ここまで書く必要があったのかどうかというのもあるのですけれども、ただ、やはり初めての方も本当に、100%という数値というのは極めて完全な数値なので御心配されるのではないかということがあって、調査客体の中にも国ではなくて民間の、これまでと違った人が聞きに来たということで、なぜという問い合わせとか、素直にとられない方が万が一おられるかもしれないという意味で、私どもで書かせていただいているところあります。

そういうときには当然、私どもとしても、そのときには御説明をせざるを得ないと思っております。

○小林副主査　今のところで、例えば 30 ページのところの（事業の目的を達成する観点から重視している事項）の最後の○ですけれども、統計調査員が調査客体に調査拒否された場合、地方統計組織は統計調査員に対して再度適切な指導を行っている。しかしながら、統計調査員の数度の依頼でも協力を得られない場合は云々というところがあるんですけども、そのときにやはり、調査拒否をされるときに、地方統計組織がどんな適切な指導を行ってというか、こここの書きぶりが、そういうことが結構起こりそうな。

○中島課長 実質ですから、今、既に現実に対応されている調査員という方は、民間の方ですね。そういう方が調査に行かれているんですけども、今までの客体の人は、これは農水省がそういう人を使ってやっているんだと認識しているわけで、説明ぶりが悪かったり、何に使われるんだとか、どういうデータのとりまとめになるんだとか、そういうことの調査の趣旨とか使われ方とかの説明が悪いと、協力しても、何なんだとへそを曲げられる方も中にはおられるかもしれないんです。

そういうときには、きちんと基本に戻って説明してくださいということを、我々としては現場でもそういう対応ぶりを整理して、それに応じて調査員の方にこういう説明の仕方をしてくださいとかいうのをやっている。万が一、どうしても素直に賛同しない方には統計センターの方も一緒に行って、内容はほとんど同じですけれども、説明すると御理解いただけるということは全くないとは言い切れないと思っておりまして、これまでもそういう例が、ほんのごくわずかだと理解しております。

○小林副主査 多分、この書きぶりのところで、民間事業者はどのぐらいそういう督促をやらなければいけないかとか、どのぐらい協力が困難な場合があるかということの予想、見積もりをしたいと思うんです。だから、そのところの情報提供というのがあるといいと思うのと、今、おっしゃったように、この調査の趣旨というのを十分に説明することが回収に繋がるのだということです。

その辺の評価といいますか、入札の説明と評価、入札参加をしたときに、趣旨を十分に理解しているかどうかといったところというのは、この評価項目の中にはあるんでしょうか。

○中島課長 「組織の専門性」のところにきちんと、統計調査の知識を理解している人であるかどうかというのは、当時の専門性のところに、加点項目ではありますけれどもあるということと「3個別業務の実施方法」の「調査の協力依頼及び調査客体への謝礼支給」のところに、調査の協力依頼の手順が具体的に示されているか。これは必須項目なのですけれども、それがきちんと理解されているかどうかをチェックさせていただきたいと思っております。

○廣松専門委員 よろしいですか。

まさに今の点ですが、30ページの下の注記に、これまでの実施状況として、督促と回収率の関係があるのですけれども、これはどちらかというと事後の督促ですね。やはり事前の協力依頼というのが大変重要だと思います。協力すると約束していただいた後は、恐らくこの程度の督促で済むのだろうと思うんですけども、事前の協力依頼をどういうふうにするかというのは、多分民間事業者の人にとっては、最初かなり迷うというか、苦労すると思うのです。

ですから、先ほど副主査も御指摘になりましたけれども、3つ目の○のところを、もう少し丁寧に書く方がいいのではないかという気がします。例えば、特に事前の協力を依頼するときに、地域によって大変苦労するところがあるというような情報があれば、それに基づいて民間事業者の方もそれなりに対応できるようにも思うのですが、いかがでしょうか。

○中島課長 調査名簿を開示するわけですけれども、そのときの開示の仕方について、我々の方としては、一工夫していくことも可能ではないかと思います。

○小林副主査 その点について、例えば「○調査客体からの問い合わせに対しては、迅速・丁寧・正確に回答している。」とお書きになっているのですけれども、その調査客体の問い合わせという

のがどういうタイミングであって、それに迅速・丁寧・正確というのは、具体的に言うとどんなことなのかということまでは、記述することは難しいのですか。

○中島課長 恐らく、これはほとんど悉皆ですから、多くの調査客体はほとんどの方が継続なのです。書きぶりも調査票もそんなに変わりません。ただ、相手の担当者が替わられたときに、書き方がわからないとか、そういうことが起こっているのが多いと思うのです。そういう方には、調査、書きぶりについてもう一度1から御説明するとかが多いと思います。併せて、新しい担当が替わられたときに、これは何に使われるのですかとか、そういうそもそももの、非常に基本的な御質問が多いのではないかと思っておりますけれども、そういうことに対してはセンターの職員が、日ごろながらの付き合いがありますので、自分で対応できることは即対応しますし、自分で答えられないものは県段階の方と相談して、できるだけ早く答えるような形での対応はしているということだと思います。

基本的な調査の内容についての質問が多くて、そんなに難しい質問ではないと思うのです。これだけ継続されている調査客体でございますので、我々としては、特に調査様式をそんなに大きく変えているわけではありませんから、そういう基本的なことでの質問ではないかと思っております。

○小林副主査 多分調査客体の方は毎年担当者が代わるかもしれないということだと思うのですけれども、これを見るのは入札に参加する業者の方なので、まだやったことがないといいますか、ここに参入してくるわけですね。そのときに、どういう作業負荷がかかるのかというのが、コストの発生というのと関係していると思うのです。だから、そのときにどのぐらい困難性があるのかとか、どんな業務がどんなときに生じるのかということについての情報は、もう少し丁寧に書いた方がよろしいような気もするのです。

○中島課長 照会内容みたいな例示を示します。

○小林副主査 照会内容というよりは、100%を達成するためにプロセスとして、ここに照会件数21件とか疑義照会件数とかは書いてあるんですけども、どういうタイミングにどういう作業量が発生するかということで、やはり人員配置だとか、どういうことをしたらいいのかといういろいろなノウハウの部分で、民間事業者がノウハウを聴いてくると思うのです。

だから、これは全体で照会件数がこうでしたということは書いてあるのだけれども、事業の実施の流れに沿ってと言いますか、タイミングに応じてと書いてない。タイミングと言っても別にそのときにというわけではなくて、回答期限までとか回答期限後だとかいうところでの切り分けがないので、その点で事業の実施の、これまで100%を達成していたというところのパフォーマンスと、業務の関係というのが見えにくいのではないかということなのです。

○中島課長 もう少し工夫をさせてもらうということにしたいと思います。

○佐藤専門委員 今回の業務の中に、団体の調査に関連して、調査客体に対する謝金または謝金相当の報奨品の支給というのがあると思うんですけども、これは実際に実務フローを考えたときに、従来は国から調査客体に対して、口座振替で直接送金していたと思うのですが、一旦今回の業務を受託した民間事業者に対して、謝金の支払い原資を、国から何か支給して、その民間事業者が更に調査客体に対して払うというプロセスを想定しておられるのでしょうか。

逆に何をお聞きしたいかというと、多分国の場合の、法令上の取り扱い方は詳しくは存じ上げないのですけれども、公金ですね。これを一旦、わざわざ民間事業者に取り扱わせるという必要性というか、それによって何か、国の業務を外注するという観点からは、この事業のことで関連する業務は全部一括してということで、基本的にはそういう考え方はいいのだろうと思うんですが、わざわざ民間事業者に公のお金を取り扱わせるという部分が絡むという部分で、うんと取り越し苦労のことを申し上げれば、そこで何か不祥事がなければいいけどなということがちょっと気になったものですから。

○中島課長 ここは最終的に御報告いただいて、どういう人に幾ら払いましたかという報告も結果的にはもらうことになろうと思いますし、払う人と払わない人の判断基準というのは割合はっきりしていまして、これは3湖沼の調査をやって、かつ郵送調査またはオンライン調査に協力された方ということになっているのです。

ですから、払う相手は調査客体名簿が明確ですし、そのうち郵送調査だったかオンライン調査だったか明確になりますので、単価も決まっておりませんので、その金銭の授受は、割合外形的にチェックはできるのではないかということで、そういう不正が起こる、裁量の余地みたいなものは余りないので、チェックは可能ではないかと思っております。

○佐藤専門委員 金額的に大きいとか小さいとかは別として、これを受託した人は立て替え払いになつて、支出した証憑を持って、国に対して償還を請求するというプロセスになるのですか。

こういうようなところを、もし御検討されていなければ検討された方が。

○中島課長 わかりました。

○山口係長 謝金につきましては最初の契約金額の中に含まれておりますし、そもそも財政当局から認められた謝金ですので、これを外すという形で出すわけにはいかないということで、契約金額の中に含まれています。

○佐藤専門委員 わかりました。

それから、13ページの、これは評価項目の中の1つの「b 組織の専門性」という加点項目で、比重的にも〔荷重4〕ということで重く評価していただいている部分ですけれども、この専門知識を有しているかどうかということに対する評価については、何か国家資格なり民間資格なり、それを客観的に、ここには3点、ここには2点と挙げられるような評価基準というのははっきりしているのでしょうか。

○中島課長 そこは、これまでどういう職務経験をされているかとか、統計の知識もございますでしょうし、専門性と言っても、こういう統計業務にどれだけの経験を持っておられるか。あるいは、プラスアルファすれば、水産関係の専門知識をどれだけを持っておられるか。そういうことの総合的なものだというふうに、外形的に見るとすれば、そういう過去の実績を、調査を受託された経験があるとか、あるいは、そういう業務をやっておられたかとか、そういうことが明示的にわかる人が点数が高くなると考えております。

○佐藤専門委員 わかりました。

最後に1点だけ。19ページのところ、これはこの事業に固有のことではないのですけれども、

違約金に関する規定が書かれていて、国の案件の場合には、違約金規定を置いた場合に、違約金の支払いの担保のための契約保証金に相当するようなものをお取りにならないのでしょうか。

つまり、民間事業者が実際に選ばれてから契約を提携する段になって、10%の契約保証金を積んでくれと言われると、そんなお金を用意しなければいけないのではないかということです。

○南課長補佐 すみません。すぐにはわかりませんので、次回のときに確認してお答えさせていただきます。

○佐藤専門委員 以上です。

○小林副主査 それでは、本日の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべきことはありますか。

○事務局 特にございませんが、今、御指摘いただきました点は要項の方に修正なりさせていただきつつ、案の公表をさせていただきまして、パブリックコメントをさせていただきたいと思っております。

意見募集の結果につきまして、要項（案）の修正が必要であれば、それも踏まえて次回また御審議をいただけたらと思います。

今、お話をございました 30 ページのところの「5 従来の実施方法等」のところでございますが、客体の問い合わせに対して、時期ですとか内容ですとか、そういったものをもう少し内容に工夫をという部分につきましては、パブリックコメントのときまで間に合わなければそのまま進めさせていただき、次回の御審議までには内容を検討し、提出させていただきたいと思います。

以上です。

○小林副主査 ありがとうございました。

それでは、本実施要項（案）につきましては、次回の審議で議了する方向で調整を進めたいと思いますので、農林水産省におかれましては、本日の審議や、今後実施していただく予定の実施要項（案）に対するパブリックコメント、意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただくようお願いいたします。

委員の先生方におかれましては、本日質問できなかつた事項、確認したい事項がありましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいて、各委員にその結果を送付していただきます。

本日は、ありがとうございました。